平成２８年（フ）第３１９６号
大阪市平野区瓜破東２丁目10番55号　ホライズンハイツ106
債務者　井上　博嗣
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３０４号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目46番28―101号
債務者　松田　典子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３１０号
大阪市此花区高見１丁目６番26―501号、前住所大阪市西淀川区出来島２丁目３番７―202号
債務者　常山絵理子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４号
函館市花園町24番16号　花園町メゾネット１号室
債務者　中谷　舞樹（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１７７号
函館市時任町30番８号
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３３号
岩手県一関市三関字外谷起182番地２
債務者　菊地　百合
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第３４号
岩手県一関市千厩町千厩字久保田127番地12
債務者　加藤　和也
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第２２８号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1180番地１　町営漆原団地南棟302
債務者　高橋　美行
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２３１号
埼玉県行田市門井町２丁目６番地　１棟502号
債務者　中村さゆり
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６６４号
埼玉県朝霞市三原１丁目７番６号　渡辺荘101号
債務者　田村　辰雄
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７９０号
埼玉県加須市柳生2004番地２
債務者　高橋　千佳
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８９３号
埼玉県川口市原町14番９号　原町住宅Ａ306号
債務者　石川　順子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９５６号
埼玉県桶川市末広１丁目１番１号　キョーエーマンション末広502号、旧住所埼玉県上尾市大字平塚1626番地11
債務者　藤田登美江
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４０６号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区17棟504号、旧住所埼玉県越谷市大沢1570番地10
債務者　金澤　洋子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
大分市大字竹中273番地の１
債務者　阿部　玲子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５６号
新潟県妙高市柳井田町４丁目２番４号
債務者　野口　　隆
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第６２号
新潟県上越市北城町２丁目１番22号　プリマクラッセ103号、前住所新潟県上越市新町40番地２
債務者　三浦　絵里
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
新潟地方裁判所高田支部